

高等教育行政の国際比較

林 晋太郎 (学生活動支援機構事務部)
久保田 健 介 (総務・施設管理課)
大 槻 貴 司 (高等教育推進センター)
佐々木 靖 典 (総合企画部)
池 部 雅 崇 (研究推進社会連携機構事務部)
八 木 寛 人 (国際連携機構事務部)
白 坂 建 (高等教育推進センター)
江 原 昭 博 (教育学部・研究代表者)

要 旨

研究代表者は、これまで様々な教職協働の学内各種プロジェクト等に携わり、さらに本学専門職大学院科目「大学運営」の授業担当から、本学のみならず、他大学の教職員をも対象とする広い意味でのSDを自ら企画運営してきた。これらの経験を通じて「実質的なSD」の必要性を感じ、「大学運営」の受講者を共同研究者として、2018年度高等教育推進センター共同研究助成に「高等教育マネジメントに資するSD実質化の基礎的研究」として申請し採択された。

この共同研究の目的は2つ。1つは、高等教育機関のマネジメントの知見の獲得である。マネジメントの基礎的研究として、月1回程度の研究会で、研究代表者が準備したイシューについて、担当者による発表とその他の共同研究者によるディスカッションを行った。世界各国の高等教育と比較した政策論や行政論からの横の広がりに加え、歴史を踏まえた縦軸の流れについて基礎的な理解を深めた。

もう1つの目的は、共同研究全体を通じて体得した知見の文字化、つまり論文化による知見の具現化である。共同研究者それぞれが執筆を進めたものが本論文となる。本論文で取り上げた国は、順にアメリカ、ドイツ、フランス、オーストラリア、中国、インド、イギリスに日本を加えた計8か国。各国の属性情報（教育制度や社会構造など）とトピックス（入試情報や学費、経済支援、国策、ガバナンス体制等）を2点取り上げまとめている。

1. はじめに

校内教職員による共同研究として、今回「高等教育行政の国際比較」を取り上げた。これだけの国の高等教育行政について闇雲に捉えては1冊の書籍でもまとめることは不可能な分量であるので、本稿では基本的な属性を踏まえたのちに、各国特有の現代的な 이슈を2つずつ取り上げて主に論ずるという形をとった。当然非常にあっさりとした内容になることは否めないが、こうして1つの論考としてまとめてみると世界規模で高等教育を俯瞰した際に現代の重要な 이슈が浮かび上がってくるといってしまえば手前味噌かもしれないが、国際的規模での高等教育行政の入り口として活用いただければ執筆陣としては幸いである。

2. アメリカにおける高等教育

2.1 属性情報

2.1.1 国家状況

アメリカ合衆国は50の州といくつかの海外領土によって構成される大統領制・連邦制をとる国家である。面積は日本の約25倍である962.8万平方キロメートル、人口は3億2,775万人(2018年5月 米国情勢局)。

2.1.2 教育制度と特徴

連邦には連邦教育省が置かれているが、その役割は教育に関する調査、統計、研究及びマイノリティ教育や奨学金事業等の機会均等の保障などに限定されている。

教育は基本的に州の専管事項であり、通常、初等中等教育と高等教育のそれぞれに教育行政機関が置かれている。初等中等教育については州教育委員会が公立学校に関する教育方針や制度的枠組みを設定している。後者については州立大学理事会や州高等教育調整委員会が州の高等教育政策の立案・実施や州立大学の管理・運営を行っている。

初等中等教育は合計12年である。その制度は州あるいは学区によって異なるが、5-3-4制、4-4-4制が主流である。このほか、伝統的な学校制度として6-3-3制、6-2-4制や8-4制、6-6制がある。

高等教育は総合大学、リベラルアーツ・カレッジ、専門大学(学部)及び短期大学(コミュニティカレッジ、テクニカルカレッジ等)などで行われる。高等教育機関で授与される主な学位には、準学士、学士、修士、博士がある(準学士は通常、短期大学の2年課程を修了することで授与される)。

単純比較はできないものの高等教育機関への進学率は88.1%(ユネスコ調べ)と、日本の82.6%(文部科学省調べ)より高い水準にある。

2.2 カーネギー分類と大学ランキングに見る高等教育の状況

カーネギー教育振興財団が定義したカーネギー高等教育機関分類(2018年度版)によれば、アメリカの高等教育機関は4,324機関あり、学部生、大学院生等が合わせて2,006万人在籍している。

• 公立と私立の分布

アメリカの高等教育機関にも公立と私立の学校が存在する。公立と私立で区分すれば公立が

1,653機関（全体の38%）、私立が2,671機関（全体の62%）と、私立の高等教育機関が多いことがわかるが、在籍者数で比較すると比率が逆転し、公立の在籍者が1,468万人（全体の73%）に対し、私立の在籍者は538万人（全体の27%）と少数である。

日本との違いとしては、いわゆる国立大学がほとんど存在しないこと（軍事学校等を中心に12機関のみ）、また私立の機関の中でも、営利目的の機関が929校と多く存在することがあげられる。

・上位ランクを占める研究大学の存在

研究大学とも称される博士号授与機関（Doctoral Universities）は図1のとおり全機関のうち10%、418機関しかなくとも関わらず、全在籍者の36%（722万人）が在籍している。さらに博士号授与機関はその規模などから3つに分類される。なかでももっとも規模が大きい R1：Doctoral Universities - Very high research activity に分類される131機関は特に評価が高く、Times Higher Education の大学世界ランキングでトップ100圏内に27機関、U.S. News のランキングではトップ100圏内に22機関が名を連ねている。前述のランキングのいずれかトップ100圏内にランクインした R1 以外の分類の機関はハイデルベルグ大学（オハイオ州・私立）とロックフェラー大学（ニューヨーク州・私立）のみで、それぞれ分類は Baccalaureate Colleges: Diverse Fields（学士号授与機関）と R2：Doctoral Universities: High Research Activity である。

なお、これらの大学ランキングは私学が多く上位にランクインしている。これは学部生の学生数の差が大きく影響しており、公立校に対し私学の学部生数の規模はかなり小さいためである。例えばハーバード大学のように学部生約6,600名に対して大学院生が約18,000名と、上位私学は大学院レベルの研究者、専門職業人の育成、それに高度の研究活動にウェイトを置いているためである。対して公立（州立）大学の使命は州の家庭への広い高等教育機会の提供にあり、多くの学部生を抱えている。例えばミシガン大学は学部生数約24,300名（大学院生の数は約11,400名）。このような背景による学部生数の規模の違いが入学時の競争率や ST 比、マスプロ教育の比率も差となり、ランキング算出時に影響している。

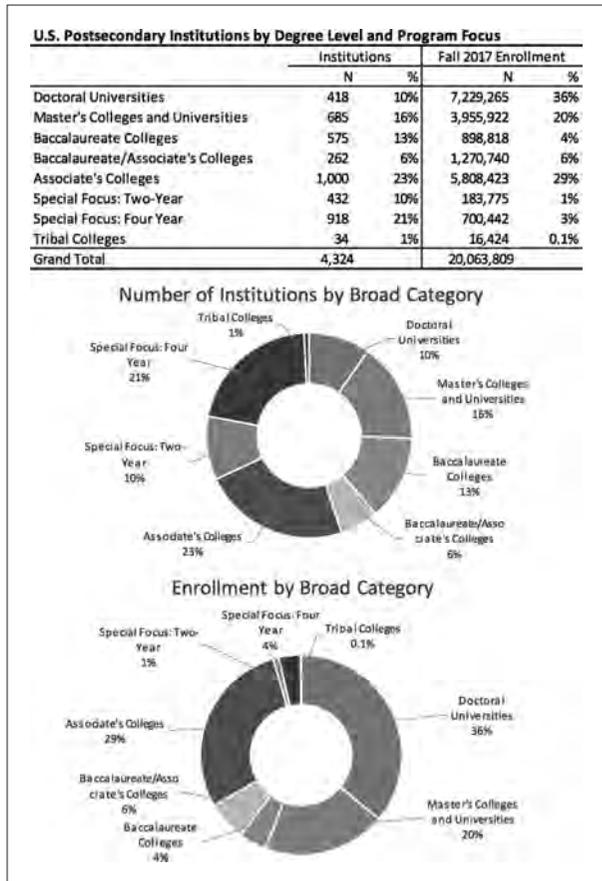


図1 分類ごとの教育機関数及び在籍生数とその比率
(2018 Carnegie Classifications Update より)

2.3 アメリカの入試制度と経済支援

アメリカには日本のような入学“試験”は存在しない。日本でもよく知られる全国的に行われるSATやATCも標準テストと呼ばれるものであり、大学の入学試験とは一線を画する。

・ペーパーテストのない学生選抜

アメリカの大学では学生選抜をアドミッションズオフィスが行う。アドミッションズオフィスは学生の募集、願書・推薦状の受付、志願者選考、合否判断を行う。学部や学科は入学要件や基準を定めはするものの、合否判定に介入はしない。

学生選抜には、志願者が提出する様々な情報を元に合否判定が行われる。例えばミシガン大学は願書と長文のエッセー、2つの小論文、高校の先生やスクールカウンセラー等からの推薦書、高校の成績証明書、標準テスト（ACTもしくはSAT）の成績を元に判定が行われている。

ここから得られる情報を元に評価を行うが、日本の入試制度のように特定の科目や評価のみで合否判定を行うことはない。スケジュールや合格者の拘束性の有無により学生選抜方式は5つに分類できるが、評価方法そのものはいずれも同じである。

・高騰する授業料と経済支援によるディスカウント

関連して、授業料と連邦政府が実施しているアメリカ最大の経済支援支給型奨学金・ペルグラントについても触れる。

カレッジボードが図2の通りまとめたところによれば、最新の平均授業料（2018-19）は非営利の私立で35,830ドル、公立で10,230ドルであった。これに対してペルグラントの最大支給額は6,100ドルであった。学部生の約3割が受給しているペルグラントであるが、ここ10年においては授業料の高騰に対して増額が追いついていないのが現状であり、2019-20年に最大支給額が6,195ドルに引き上げられたものの、今後も乖離している状況が継続すると見られる。もっとも、奨学金はこの他に大学独自の支給制度があることや、教育ローンやワークスタディ（大学内外でのパートタイム職の保証）制度などがあり、これらを合算すれば2017-18年の学部生は平均して14,790ドルの経済支援を受けている。このように、実際の負担額と公表されている授業料には相当額の差があることがわかる。

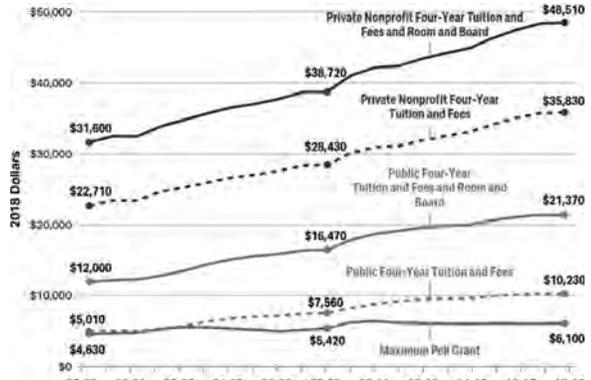


図2 公立・私立の教育機関の平均授業料推移

(The college board Student Aid 2018より)

2.4 まとめ

アメリカの高等教育には大学世界ランキング上位にランクインするトップ校をはじめ非常に多数の機関が存在する。その授業料に関しては、日本と比較しても高額で、また高騰を続けているほか、それをディスカウントする経済支援の制度により実際の負担額が把握しづらいのが現状である。法律で実質授業料の表示が定められているものの、その情報を獲得できるかどうかというリテラシーの有無によって、特に低所得家庭からの進学が躊躇される懸念があり、大学や関連機

関による実質授業料の周知方法のさらなる充実や発展が期待される。

(学生活動支援機構事務部 林 晋太郎)

3. ドイツにおける高等教育

3.1 属性情報

3.1.1 学校制度・法的位置づけ

ドイツ連邦共和国は16の州から構成される連邦国家であり、それぞれの州が教育の立法と行政の責任を有している。そのため、州ごとに義務教育の年数などが多少異なる。ドイツの教育における最大の特徴は高等教育に至るまでの教育制度が複線型になっていることにある。初等教育で通う基礎学校5年生から、生徒の能力や適性に応じて進学・進路が分かれる。進路の選択肢としてはハウプトシューレ（卒業後に就職して職業訓練を受ける者が主として進む）、実科学校（卒業後に職業教育学校に進む者や中級の職に就く者が主として進む）、ギムナジウム（大学進学希望者が主として進む）がある。

高等教育機関には総合大学および同等の高等教育機関（工科大学、教育大学、神学大学）、芸術・音楽大学、専門大学があり、これらの圧倒的多数は州により維持される州立（公立）機関である。

2016年度の在学者数として、学部生約180万人・大学院生（修士課程・博士課程）約100万人と、大学院への進学率は5割を越えている。学部段階は、専門大学ディプロームと学士の取得を目指す在学者の数、大学院段階は、ディプローム、修士、博士の取得を目指す在学者の数である。

3.1.2 財源と授業料

公立の高等教育機関は財政支援の大部分を州から得ている。各州は高等教育機関に対し、教育文化省または学術研究省の予算から、機関が任務を果たすのに必要な資金を提供している。一方で、研究に従事する高等教育機関の構成員は、州の予算からではなく研究の促進に関わる機関からの資金提供や財政援助を受けている。

各州は独自の裁量で学生に授業料を課することができる。1960年代までは「聴講料」の名目で授業料が収められていたが、社会的公平性を理由として州ごとに徐々に廃止され、最終的には全ての州で無償化となった。しかし1990年代より財政の逼迫の改善策として長期在学者を対象に授業料を課す州が徐々に増え、2008年には最大7州で実際に全在大学生からの授業料徴収が導入された。しかし、大規模なデモや州議会選挙における与野党の入れ替わりなどにより授業料を廃止する州が相次ぎ、2014年以降度冬学期以降は全ての州で徴収は廃止された。ただし、ほとんどの州では、長期間滞在している学生、追加の学修課程に在籍する学生に対して授業料を課している。また、共済費として学生パス代および学生福祉会経費などを徴収する場合もある。

3.2 入学試験制度（アビトゥーア）

ドイツではアビトゥーアという州ごとに統一された大学入学資格試験に合格すると、基本的には希望する大学・学部・学科に「登録」することで入学することができる。そのため、個々の大学ごとに行われる大学入学試験といった制度は取られていない。アビトゥーアの総点は900点で、

うち600点はギムナジウム在学時の成績で、残りの300点は卒業時にある5教科の試験による。評価基準は「相対評価」ではなく「絶対評価」であり、生徒が大学で学修する能力を有しているかを検査している。また、筆記試験だけでなく口述試験を必修とすることで、人の前で自分の意見を、説得力をもって発表する能力が試される。試験問題の出題者は、州文部省（実質的にはギムナジウムの教員）であり、大学教授陣は基本的にアビトゥーア試験問題作成に関与していない。また、採点も原則として生徒を指導しているギムナジウム教員が行っている。州ごとにアビトゥーア試験の問題は異なるが、試験後に得られる大学への入学資格は全ドイツに共通であり、全ての州で有効となる。一度修得した入学資格は終身有効であるため、取得後ただちに大学へ入学しなくてもよい。

3.3 外国人学生の入学要件と授業料

ドイツが母国でない人（アビトゥーア試験を合格していない人）がドイツの大学への入学を望む際には、母国での高等教育を受ける資格（中等学校の証明書や母国の大学への入学試験へ合格したことへの証明など）を提出することが入学要件となる。併せて、ドイツ語が堪能であることも条件となっており、証明が求められる。証明にはドイツの高等教育機関による、外国人志願者のための大学入学ドイツ語試験（通称 DSH）や、それと同等の試験の受験が用いられる。

ドイツでは授業料が無償化されているのは先に述べた通りだが、例外としてバーデン・ヴュルテンベルク州では2017-18年度の冬学期以降に入学する EU 外からの学生（難民やその他ハンディキャップのある学生を除く）に対して1,500ユーロを上限とした授業料を課している。同州は2005年にドイツ国内で初めて全学生からの授業料徴収を法制化した歴史がある。授業料の徴収を復活させた背景として、州の首相が高等教育を所管する学術研究技能省を含めた州内全省に予算の削減を求めたことがある。同省は2022年には EU 外からの外国人留学生在が16,000人に上るとみている。

3.4 まとめ

ドイツでは大学の自治を原則として、各州の権限の下に高等教育に関わる立法と行政が展開されている。ドイツ教育の特徴的な制度である複線型教育やアビトゥーア試験などについても州ごとに少しずつ違いがあり、より時代に即した制度になるよう調整や見直しが行われている様が見える。授業料の件に見られるよう、制度の新設や撤廃が周囲の州へと波及していくこともあるため、今後も州単位での動向にも注目が寄せられる。

（総務・施設管理課 久保田健介）

4. フランスにおける高等教育

4.1 属性情報

4.1.1 フランスの学校教育制度

フランスの学校教育制度は、幼稚園教育として幼稚園・小学校付設の幼児学級、初等教育として小学校、中等教育としてコレージュ・リセ・職業リセなど、高等教育として大学・グランゼコール・高等専門学校などがある。義務教育は2018年まで6～16歳であったが、2019年からは3～16

歳からが義務教育となった。学年制度は幼・初・中・高で3-5-4-3制となる。

フランスには68の国立大学が存在する（2018年時点）。フランスでは法令上、大学は全て国立となっている。私立高等教育機関は「大学」の名称を用いることは法令上禁じられており、学位の授与権も認められていない。

フランスの高等教育機関として、大学と並行してグランゼコールという機関が存在している。大学が高等教育の大衆への普及を目指したものであるのに対し、グランゼコールが、将来行政・技術・ビジネス分野の指導者となるエリートを養成するための研究機関となっている。グランゼコールは大きく経営学校と技術学校の2グループに大別され、それらの学校数は国立私立併せて840（2016年度時点）あり、大学よりも多くなっている。しかし所属者数は大学約150万人（学部生約88万人・大学院生（修士課程・博士課程）約63万人）に対しグランゼコール約46万人と、大きく差がある。グランゼコールはクラスが小規模であるため学生は教授陣と対話する機会が多く与えられている。グランゼコールの多くは部分的に企業からの出資を得ている。将来高級官僚になることが予定されている者については、特定の学校に通うことで「研修中にある準国家公務員」としての地位を有することになり、就学中に給与が支給される。ほとんどのグランゼコールへ入学するためには、グランゼコール予備学級で2年間修学し、高いレベルの試験に合格する必要がある。

4.1.2 財源と授業料

国立大学は収入のほとんどを国から受けており、わずかな学生納付金の他の財源としては、地方公共団体や企業からの出資、その他公的機関からの出資がある。国立大学における教職員の身分は国家公務員である。

公立の高等教育機関には授業料がなく、学生は法律により定められた登録料を支払う。2018-19年の登録料は「学士課程・170ユーロ」「修士課程・243ユーロ」「博士課程・380ユーロ」であり、残りの学費（学生1人あたり10,000～14,000ユーロ）は政府が負担する。フランスの大学では専攻が異なる学位・免状を同時に2つ以上取得することができるが、その場合は学位・免状ごとに定められた額を追加で納めなければならない。学費を負担しなければならない私立の教育機関、特に商業系の学費は公立よりも高いことが多い。また、グランゼコールについては、学費の設定は自由となっている。

4.2 バカロレア・高大接続の課題

バカロレアとはフランスにおける統一国家試験で、中等教育の修了を認証する制度である。大学の学士レベルにおける入学選抜制度はなく、大学はバカロレア（もしくはそれに相当する資格）を有する全ての学生を受け入れなければならない。大学のレベルは全国で一定になるように国民教育省によって保たれており、大学間の研究や教育水準の格差はあまりない。一般バカロレア・技術バカロレア・職業バカロレアといった3種類が存在し、リセ（中等教育）での専門科目に応じたものが与えられる。

グランゼコールでは学生を選抜する権利があり、厳格な入学試験がある。これは公立・私立で共通している。

フランスでは1980年代から中等教育の拡大政策を追及してきた成果として、近年では高等教育在学者が増加している。1985年当時29.4%であったバカロレア取得者の比率が2018年には79.9%にまで達した。その中で改めて「学業失敗」が問題になっている。高等教育機関に入学したものの、留年したり中退したりして所定の課程を修了できず、修了証未取得のまま離学する学生は少なくない。特に大学ではその傾向が顕著であり、第1学年から第2学年へ進級する学生の割合が入学者全体の4割に満たない状況となっている。留年や中退をする学生が多いことは1980年代から指摘されてきたことであったが、学生数が増加したことでより大きく取り上げられることとなった。理由の一つとして、学力不十分でもバカロレア試験に合格する学生も一定数存在し、本来であればそのような学生は入学者選抜で排除されるが、選抜がないため大学に入学できてしまう。学生の取得したバカロレアの種類ごとに4年修了率(2015年度)を比較すると、普通バカロレア49.2%に対し、技術バカロレア16%、職業バカロレア5.7%と、留年や中退者の多くは技術バカロレアや職業バカロレアの取得者であることがわかる。技術短期大学や上級テクニシャン養成学校への進学を想定した教育課程を経た技術バカロレアの取得者や、就職を想定した職業バカロレアの取得者が、入学者選抜が無いことを理由に大学へ進学することで「学業失敗」に陥る現象が生じてしまっている。

4.3 外国人学生へのサービス向上と登録料値上げ

前述の通りフランスでは授業料がなく登録料のみを徴収しているが、2019年度より欧州経済領域(EEA)外の学生の登録料が実質的な教育支出の約3分の1(学士課程2,770ユーロ、修士課程3,770ユーロ)に値上がりすることが示された。しかしこれは外国人学生を惹き付けるための高等教育戦略の一環で、サービス面の向上としてビザ申請過程の改善や受け入れ体制の向上、学生支援の充実や、外国人学生対象の奨学金が拡大されることなどが示された。

4.4 まとめ

フランスは高等教育にあたる機関の多様さや、統一国家試験であるバカロレアに一般・技術・職業の3種類が存在することなどが特徴的である。しかし進路についてきめ細やかな指導が行われるリセ(高校)やエリート育成に秀でているグランゼコールと比較すると、大学での中退・留年率が問題となっている。大学にて学生一人一人の特性やニーズを考慮した学士課程の構築を目指す省令が定められたため、今後は長年の課題であった「学業失敗」の解決が期待される。

(総務・施設管理課 久保田健介)

5. オーストラリアにおける高等教育

5.1 高等教育の属性

オーストラリアの大学の数は、国公立大学は37校、私立大学は3校である((独)大学改革支援・学位授与機構2015より)。

また、オーストラリアのトップ層の8大学はGroup of Eightと呼ばれ、Times Higher Educationの「World University Rankings 2020」でも、150位以内に入っている。Group of Eightの大学名とランキングは次の通りである(メルボルン大学(32位)、オーストラリア国立大学(50

位)、シドニー大学(60位)、クイーンズランド大学(66位)、ニューサウスウェールズ大学(71位)、モナシュ大学(75位)、アデレード大学(120位)、西オーストラリア大学(131位))。高い教育水準を保つために、オーストラリアには、連邦政府が高等教育に関する質と基準を管理する機関—Tertiary Education Quality and Standards Agency (TEQSA) (オーストラリア高等教育質・基準機構)があり、大学と大学以外の高等教育機関を管理し、品質と基準を監視している。

オーストラリアの教育制度では、後期中等教育(高等学校)後の教育は、「Tertiary Education」(第三段階教育)と呼ばれ、高等教育(Higher Education)と職業教育訓練(Vocational Education and Training)機関のほか、留学生向けの教育提供者が含まれる。

5.2 学費と入試

オーストラリアの連邦政府は、高等教育を人材育成と産業の両面から重要と位置付け、高等教育の規模拡大を推進するために支援を続けてきた。まず、1951年に政府による奨学金が導入された。1973年になると、連邦政府が公的財政支援をおこなうことにより授業料は廃止された。

その後、学生が授業料を負担することはなかったが、80年代になり、高等教育の規模が拡大し連邦政府の負担が増加した。それに伴い1989年に高等教育拠出金制度(Higher Education Contribution Scheme: HECS)が導入された。授業料ではなく、高等教育を受けたものが、高等教育に係る費用を負担するという制度であるが、実質的には授業料の徴収がはじめられた。

1997年にはHECSを改正し、専攻分野ごとに分担金の額に差異を設けるも、連邦政府の負債額は増加していった。

2005年よりHECSが変わって、高等教育融資プログラム(Higher Education Loan Programme) (以下、HELP)が導入された。従来のHECSはHECS-HELPとして明確にローンと位置付けられた。HELPには次の3つがある。

① HECS-HELP (Higher Education Contribution Scheme-HELP)

連邦政府支援学生(連邦政府が費用の一部を負担する連邦政府支援枠で入学した学生)を対象として、学生分担金を援助する融資制度。オーストラリアの高等教育の授業料は、連邦政府支援学生として入学した場合には、連邦政府助成金制度を通じて、給与型の連邦政府分担金が各高等教育機関に支払われる。各高等教育機関は、学生に対して、学生分担金(Student Contribution)を求めるが、HECS-HELPを使用することによって学生は学生分担金を支払う必要はない。

② FEE-HELP (FEE-paying students-HELP)

授業料を全額負担する授業料納付学生(full-fee paying students)を対象に授業料の全学又は一部の支払を援助する制度。

③ OS-HELP (Oversea-Study-HELP)

連邦政府支援学生を対象として、海外で学ぶ場合に支援する制度。

また、支援策の一つとして2009年に「学生需要に基づく資金配分制度(Demand Driven System) (以下DDS)」が導入された。これまで連邦政府により、連邦政府支援学生数は決められており、授業料納付学生数も当該コースの国内学生全体の35%と決まっていたが、導入により、実質的に授業料納付学生数の定員管理が廃止された。そのことにより高等教育の規模が拡大し、HELPの利用者も急増した。

7 財政収支

| | 2011/ 2012年度 | 2012/ 2013年度 | 2013/ 2014年度 | 2014/ 2015年度 | 2015/ 2016年度 | 2016/ 2017年度 | 2017/ 2018年度 |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 財政収支 (億豪ドル) | -447 | -239 | -442 | -408 | -375 | -350 | -53 |

(出典：豪財務省)

図3 オーストラリアの財政収支
(外務省 オーストラリア連邦基礎データより)

このように高等教育規模の急拡大によって財政負担も急拡大し、「HELP」の持続可能性に問題が生じる可能性があるとして、2018年に新たに提出された法案では、返還開始最低所得基準額と年収に対する最大の返還割合も引き上げられた。

オーストラリアの財政収支は図3の通り、2011年から見てもマイナスが続いている状況である。その中で、HELPの未返還者の増大などのリスクを考えると、今後も制度の維持のために、基準額や返還割合の調整が進んでいくと考えられる。

オーストラリアの入試制度については、オーストラリアには日本のように大学ごとの入試制度はない。クイーンズランド州を除くすべての州・準州では、学生に ATAR (Australian Tertiary Admission Rank) という能力順位をつけ、入学させる学生の選考に利用しているが、多くの学生は、面接や職業経験など様々な入学方法で入学している。

5.3 オーストラリアのインバウンド政策

まず、オーストラリアは、イギリスとアメリカについて3番目に多く留学生を受け入れている。オーストラリアで勉強している留学生の権利(留学生の福利厚生、学生が得られる質の高い教育、最新かつ正確な情報の提供)を保護するために、2000年に「留学生のための教育サービス法(ESOS = Education Services for Overseas Students)」を定めるなど、留学生の受け入れに力を入れてきた。また、図4の主要貿易品目でみても、教育関連旅行サービスが鉄鉱石、石炭に次ぐ規模で全体の8%を占めており主要な貿易品目である。

留学生数は、表1を見ても2013年から2016年で16%増加しており、全大学に在籍する学生のうち留学生の占める割合は2016年では約27%になる。また、オーストラリアの人口は約2,499万人(外務省ホームページより)に対して、大学への留学生数は約26万人であり、オーストラリア国内の留学生が多いことがわかる。留学生について、留学元の国別でみるとアジアの国々がTOP5を占めている。また高等教育機関の収益(2017年)で見ると、内訳は以下の図の通りとなっている。外国人学生関係は、全体の19%を占める。

このように留学生数は順調に増加してきたが、過去には留学生の急増が、オーストラリアの国民の一部に不安と反感を引き起こした。2009年にオーストラリアの白人の若者がインド人学生をターゲットとした「カレーパッシング」と呼ばれる暴行事件が、メルボルンやシドニーなどの都市部を中心に発生した。これに抗議する大規模なデモがインドでおこなわれ、オーストラリアとインドの外交問題まで発展した。このようなことがあってもなお、オーストラリアの大学で学ぶインド人の留学生は2016年のデータで全留学生のうち14%を占めている。

10 主要貿易品目

輸出 (1) 鉄鉱石 (15.2%) (2) 石炭 (15.0%) (3) 教育関連旅行サービス (8.0%)
 輸入 (1) 個人旅行サービス (10.7%) (2) 乗用車 (5.9%) (3) 精製油 (5.5%)
 (2017/18年, 財・サービス 出典: 外務貿易省統計)

図4 オーストラリアの主要貿易品目
 (外務省 オーストラリア連邦基礎データより)

Table 5: Domestic and overseas students (EFTSL), 2013 – 2016²⁸

| | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | % change between 2015 and 2016 | % change between 2013 and 2016 |
|--------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------------------------|--------------------------------|
| Universities | | | | | | |
| Domestic | 662,667 | 665,354 | 694,631 | 703,683 | 1% | 6% |
| Overseas | 224,804 | 233,179 | 242,846 | 261,652 | 8% | 16% |
| Total | 887,471 | 918,533 | 937,277 | 965,334 | 3% | 9% |

Table 33: Top five nationalities by provider type, 2016²⁹

| | Universities | For-Profit | Not-for-Profit | TAFE | Sector Total |
|----------|--------------|------------|----------------|------|--------------|
| China | 43% | 20% | 59% | 9% | 38% |
| India | 14% | 27% | 9% | 23% | 16% |
| Vietnam | 4% | 10% | 4% | 13% | 6% |
| Nepal | 5% | 9% | 2% | 6% | 5% |
| Pakistan | 3% | 12% | 1% | 6% | 4% |
| Other | 31% | 22% | 25% | 43% | 31% |

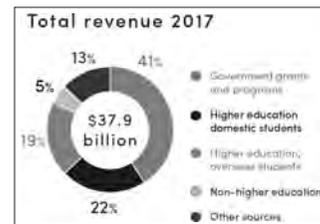


表1 Statistics Report on TEQSA Registered Higher Education Providers – August 2018

5.4 まとめ

これまで見たように、オーストラリアは人材育成の面から高等教育を重要視し、長年に渡って財政面などで支援をおこない質の高い教育をおこなってきた。日本では近年 HECS など支援の面でオーストラリアの高等教育に注目が集まるが多かったが、このような質の高い教育により育成された人材が実際に社会でどのような成果をあげているか、この点についても今後注目していく必要があるのではないだろうか。

(高等教育推進センター 大槻 貴司)

6. 中国における高等教育

6.1 基本属性

中国の人口は2018年度時点で13億9538万人であり世界一の人口を誇っている。また、国内総生産 (GDP) は米国に次ぐ世界第2位の経済大国でもある。

中国には2017年度時点で高等教育機関が2,914校あり、在籍する学生は3,700万人を超えている。

6.2 中国の高等教育政策および大学のガバナンス・マネジメント構造

6.2.1 高等教育政策

中国では1980年代後半以降に計画経済から社会主義市場経済に移行し、1990年代の経済成長期

に高等教育政策に関しても大きな転換を行い、大学の収容力を大幅に増強した。この高等教育の拡大の背景には、「改革開放」のマクロ経済政策による内需拡大や知識経済の拡大の他に、グローバル経済の高まりによる高度職業人の需要の高まりや、1979年より導入された一人っ子政策下での国民の子供に対する教育熱の高まり等があると言われている。中国における高等教育の拡大は、教育部（日本の文部科学省に相当）主導によるものではなく、國務院（日本の内閣府に相当）が指示して拡大を図ってきたとの指摘もある。国家主導による中国の高等教育は構造的な変化を迎え高等教育はある種の市場化を果たした。

高等教育政策の改革の特徴の一つは、私費負担への依存を強めたことである。かつて中国の大学は授業料を徴収しなかったが、高等教育の量的拡大を図った改革により、中国政府は段階的に授業料の徴収を始め、1990年代半ばに1,500元程度だった授業料が2002年には5,000元程度にまで増額された。

また、高等教育が市場化する過程において、進学需要と供給との間に大きなギャップが生じたため、1990年代からは、個別の国立大学が「二級学院（独立学院）」と称して本来の大学定員とは別に学生を収容する部門を作っていた。この独立学院は、授業料収入の増加などが期待され飛躍的な発展を遂げた。独立学院は財政的に授業料に依存しており、独立学院の拡大は結果的に高等教育の高価格化を進めることにつながった。なお、1990年代初めから「民弁大学（いわゆる私立大学）」も制度的に発足している。

研究面での大学改革は、少数の研究大学を中心に1990年代に進められた。「211工程（112校）」や「長江学者養成プロジェクト」が軸となり、更に1998年には「985工程（39校）」がスタートした。これらの政策の中で政府による一般的な機関補助は停滞する一方で、競争的資金は大きく拡大した。政府による選別志向の補助金政策によって、研究業績の向上が大学にとって大きな課題となり、研究に対する経済的インセンティブの拡大にも繋がっていった。

6.2.2 ガバナンス・マネジメント構造

中国の大学のガバナンスは、中華人民共和国成立後間もない1950年代の初期の大学改革期には、ソビエトをモデルとした社会主義の高等教育体制であった。それは、中央人民政府の教育部により全国の高等教育機関を統一的に指導することを原則とするものであった。1950年に発表された『高等教育機関の指導関係に関する決定』では、原則として、中央人民政府の教育部が全国の高等教育機関を統一的に指導することとされ、全ての高等教育機関は、中央教育部が発表した全国の高等教育についての方針、政策、法規、高等教育機関の設置変更、大学学長等の校長の任免、教師と学生の待遇、経費などについての決定を実施することを義務付けられた。1956年に制定された『中華人民共和国高等学校章程草案』においても、同様の中国共産党による集団指導体制が敷かれていたことが窺える。

その後、1970年代からはじまった「改革開放」政策により、高等教育体制改革の一環として大学の自主権を拡大させる取組みが進め、経済と社会の発展に資する大学へとさらに舵をきっていくことになった。1985年の『中国共産党中央委員会の教育体制の改革に関する決定』で、それまでの政府が大学を「指導し過ぎた」管理体制を改め、経済と社会の発展に適応する大学の積極性と能力を高めていくこと、国家統一の教育方針と計画の指導の下で大学の自主権を拡大させ、大

学が産業、科学研究、社会の各方面との連携を強化する点に触れられている。更に、1998年に公表された『中華人民共和国高等教育法』では大学の自主権が明確に規定され、各専攻の学生募集数、学科/専攻の設置および改編、カリキュラムの制定、教育活動の実施、外国の大学との科学技術や文化の交流や連携、内部組織機構の設置と人員の配置、財政資金など財産管理、等について自主的な運用が認められた。

大学マネジメントに関しても改革が進められ、共産党委員会の主導による学長との分業責任制から、学長の独立した職権を認める「学長責任制」へ段階的に移行する方針が示され、多くの大学では学長や教員が主体となって校務委員会、学術委員会、学位委員会などの機構が設立されていった。

ただし、大学のガバナンス・マネジメント構造に関しては、1989年の天安門事件を機に党指導が復活し現在もこの体制が維持されているという見方もある。2010年には、中国政府は「中国国家重点教育改革・発展計画綱要」という政策文書の中で、引き続き「公立の高等教育機関では党委員会の指導の下での学長責任制を堅持して改善する」旨を記載しており、共産党主導による中国の大学のガバナンスは引き続き注意して見ていく必要がある。

6.3 学費および入試

6.3.1 学費

中国の大学における学費は、大学と学科の類型によって異なり多様である。大学類型としては、中国の高等教育機関は二層三部門の構造になっている。二層とは本科レベル（日本の学士課程相当）と専科レベル（日本の短大相当）を指し、三部門とは政府所管部門、民弁（民営）部門、第三セクターを指している。

また、学費に関する分類について、文系・理系に分ける方法や、固定授業料基準を適用する学科と変動授業料基準を適用する学科に分ける方法が特徴として挙げられる。固定授業料基準を適用する学科とは、大学側が授業料を自由に変えることができず、政府の決めた額で徴収しなければならない学科を指している。変動基準の学科では、政府の決めた範囲内で自由に授業料を変えることができる。固定基準を採用するのか、変動基準を採用するのかは、地方政府の判断によって決められるため、各大学が個別に判断できるものではない。

大学の授業料政策策定に関わっている政府機関は、國務院、教育部、国家計画委員会、財務部、省レベルの教育庁、財政庁、物価局など様々である。政府機関で授業料基準を決める際には大学の意見を聴取され、決定する時も大学の申告制が採られているため、大学側にも一定程度の自主裁量権が担保されていると言われている。

6.3.2 入試

中国の大学入試では、1950年初めから地域別学生募集制度が設けられてきた。入試（学生募集）の際には、中央政府および地方政府が関与した上で、予め大学全体の募集人数と各省での入学定員、募集人数を決められた「学生募集計画」がまとめられてきた。大学、地方政府、中央政府の3者は、各自の組織目標を実現させるために、各自が持っている資源を動員して水面下で折衝を行う仕組みとなっている。

1980年代以降、上記の3者の力関係は大きく変化している。中央政府は依然として全国高等教育システムの規模を厳しく統制しているが、各地域の規模に対する規制は緩やかになっている。大学側も市場競争が激しくなる中、独自の発展目標を成し遂げるために、入学定員の拡大と地域的配分を決める自らの権限を強く主張するようになったと言われている。

6.4 まとめ

中国は、世界最大の人口、世界第2位のGDPを誇る大国であると同時に、中国共産党が人民を指導することが憲法で定められた特徴的な政治体制の国家である。高等教育に関する政策も社会主義思想を背景に欧米や日本とは異なる経緯を辿っている一方で、近年、教育研究面で中国の大学は存在感を増しており、Times Higher Education等の大学ランキングや、エルゼビア社等の論文引用数、国際特許出願数などの躍進が顕著である。

中国共産党を中心とした国家統治システムという社会体制の差異も相俟って、我々には中国の高等教育政策は異質なものに映るかもしれないが、中国の高等教育政策には今後も注目する必要がある。

(総合企画部 佐々木靖典)

7. インドにおける高等教育

7.1 属性情報

インドは約13億人に上る人口を抱え(2017)、そのうち15歳未満の若年層が約28%(約3億人)を占め、教育需要・市場が急速に発展しつつある。教育制度の普及状況は就学前教育58%、初等教育111%、中等教育69%、高等教育24%となっている(通常の年齢よりも早いまたは遅い入学や留年等を理由とする該当年齢以外の在籍数を含む数字)。教育制度は日本の6-3-3制と異なり5-3-2-2制を基本とし(州により若干の相違あり)、5年制の前期初等教育と3年制の後期初等教育を合わせた8年間で義務教育となっている。義務教育の上で前期中等教育および後期中等教育があり(共に2年制)、その上に高等教育が位置する体系となっている(図5)。

インドの高等教育は複雑な構造をなしており(図6)、大きく分けて「大学(University)」、「カレッジ(College)」、

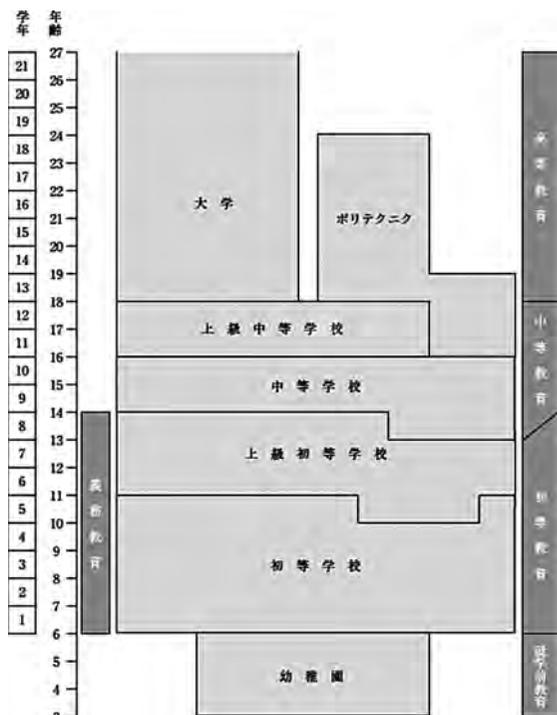


図5 インドの学校体系
(文部科学省 世界の学校体系より)

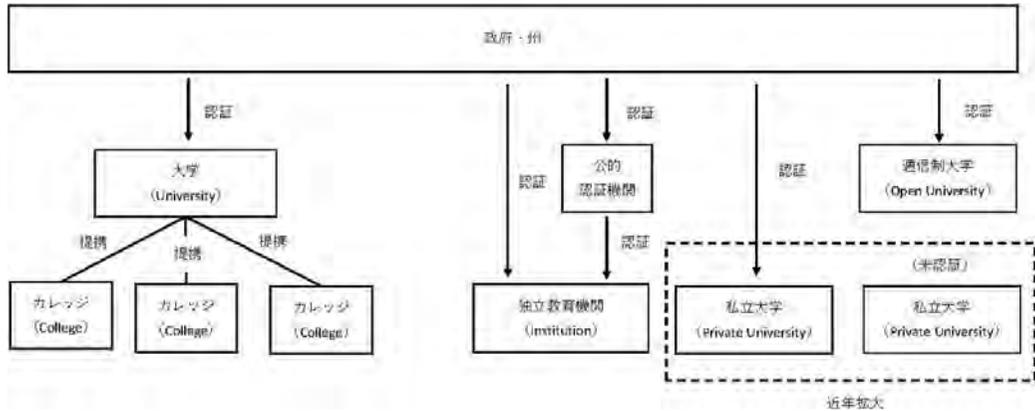


図6 インド高等教育の構造
 (日本貿易振興機構ホームページ等より作成)

「独立教育機関 (Institution)」に分類される。またこれら以外にも、オープン・ユニバーシティと呼ばれる通信制の教育機関が存在する。大学は中央政府あるいは州政府が認証権限を持ち、カレッジは多くの場合、大学との提携を得る形で設置されている。ひとつの大学には複数（数校から数百校）の被提携カレッジが存在し、それらカレッジは提携大学と共通のシラバスによる教育、学位授与を行っている。独立教育機関は大学のように中央政府・州政府による認証、あるいは公的認証機関による認証を受けて設置・運営されており、代表例にはインド経営大学院やポリテクニクがある。なお独立教育機関は学位授与機関ではないが、修了者にはディプロマが授与される。

近年では私立大学の存在感も増している。インド政府は2020年度までに高等教育進学率の30%達成を政策目標としており、この目標達成のため、高等教育機関の定員増が求められている。そのためインドでは私立大学の新設が相次ぎ、各大学は最新設備や実学志向の独自カリキュラムにより学生の人気を集め、研究成果や就職実績を伸ばしている機関もある。義務教育年齢人口が約3億人に上るインドでは、ビジネスや研究・開発を担う人材育成面でも私立大学への期待が高い。

一方で、私立大学には公的な補助・規制を受ける機関と受けない機関が混在していることから、教育の質やガバナンスの面で問題がある大学も多くあるとされる。現在、インドには多数の高等教育機関が存在するとされるが、認証機関は National Assessment and Accreditation Council (NAAC) と工業系のプログラムを中心に質保証活動を行っている National Board of Accreditation (NBA) の2機関のみであり、高等教育機関の質保証に対して十分な体制が構築できているとは言い難い。高等教育の量的拡大に足並みを揃えた質保証の仕組みを構築・運用していくことが、インド高等教育における課題の1つと言える。

7.2 インドの初等・中等教育現況と高大接続

インドは世界で最も人口年齢の若い国の1つであり、初等・中等教育段階からの教育に非常に力が入れていることや、政府の教育政策を背景に、教育への需要が急速に拡大している。膨大な若年人口を抱えるインドにとっては、高等教育の量的拡大要請への対応だけでなく、それを

支える初等・中等教育の充実が不可欠となる。前述の統計データ等からは一見、初等・中等教育は広く普及しているように見えるが、公立学校においては、貧困層の児童は家業の手伝いがあるため学校に在籍はしていても通うことができず退学してしまう、教師不足により授業が実施されない、といった事が常態化する等、数字と実態は大きく乖離している。識字率についても公式発表よりも低いと考えられている。一方で、高額な授業料が必要となる都市部の私立学校では幼稚園から12年生（高3相当）までの一貫教育を行う学校が多く、英語で教育が行われている。インドの中間層以上の家庭の子どもは私立学校に通う傾向が特に都市部においては一般的である。インドの初等・中等教育は、地域や所得による格差が大きく機会の平等が担保されておらず、そのことが結果としてインド国内の大きな経済格差につながっている。

インドでは後期中等教育（12年生）修了後、共通試験（Joint Entrance Examination、通称 JEE）を受け、その結果によって希望する大学に進学することになる。JEE は日本のセンター試験に相当する全国共通の試験であり、JEE-Main と JEE-Advanced の 2 種類のテストが存在する。JEE-Advanced は大学の 2 次試験としての役割を果たしており、それを受けられるのは JEE-Main の成績上位者に限られる。

後述のカースト制度との関連もあり、インドでは大学入試を目指した幼少期からの教育に力が入れられ、学習塾・受験ビジネスが1つの大きな産業となっている。大学入試は親族の期待も背負う児童・生徒には強いプレッシャーとなっており、受験生の自殺や試験での不正蔓延が近年、大きな社会問題にもなっている。

7.3 インドの大学入試について（カースト制度との関連から）

インドの高等教育・大学入試を理解するための社会的背景として、現代インドにも色濃く残るカースト制度の存在がある。カースト制度の歴史は古く、紀元前にアリア民族がインド地域を支配した際に先住民を肌の色により区別したのが起源とされ、現代まで続く身分制度としてインドの社会に根付いている。身分制度としての階級はよく知られているように、バラモン（ブラフミン）【司祭】、クシャトリア【軍人】、ヴァイシャ【市民】、シュードラ【奴隷】の4階級（上位順）を基本に、ダリット【不可触民】と言われるカーストの枠外（アウトカースト）に置かれる人々が存在する。これら階級は「ヴァルナ（種姓）」と呼ばれるものである。かつては上位カーストによる下位のカーストの間で激しい差別が存在し、現代でも婚姻等の場面では強く意識される。一方で、インド政府は1947年の独立時に憲法によりカーストによる差別を厳しく禁止しており、また後述の留保制度やグローバル化の進展等を背景に、都市部を中心にヴァルナによる差別意識は薄れつつある。

現代インドで「カースト」といった際に意識されるのは、ヴァルナよりも、職能や地縁、血縁等を基にした集団区分である「ジャーティ（出自）」と呼ばれる単位である。ジャーティはサブカーストとも呼ばれ、ヴァルナの中で細分化し、数千存在すると言われている。例えばダリットの中でも、「ドービー（洗濯人）」、「チャマール（皮革加工業）」といった伝統的な職能等により分かれている。ジャーティは世襲であり、親の職業を基本的に引き継ぐことになる。したがって、同じジャーティ内に留まる限り、親世代よりも高い所得を得て成功を収めることは難しい。しかし近年では、IT 産業の発展により変化もみられる。IT 産業のような新しい産業は既存の

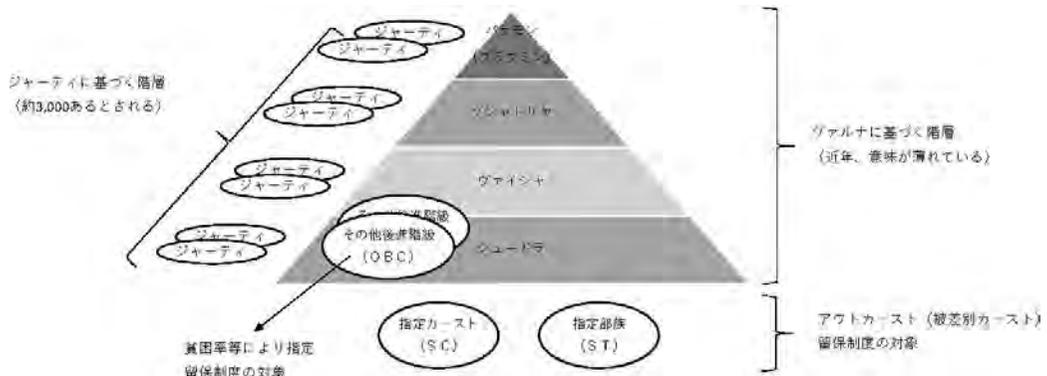


図7 カーストの構造

(貫洞欣寛 (2018)『沸騰インド：超大国をめざす巨象と日本』(白水社)等より作成)

ジャータイに存在しないため、どんなカーストに属する者であっても、能力次第で就職が可能である。このような背景から、インドでは多くの若者が学歴を得て既存のカーストに縛られない新しい産業での成功を目指す。そのため、最先端のIT技術等を学べる理工系名門校の人気は非常に高くなっている。

また、インド高等教育入試の特異な点として、「留保制度」の存在がある。前述のようにインドでは憲法においてカースト（また、人種や宗教、性別や出自等）による差別を禁止している。そのうえで、政府がどのカーストが被差別カーストに当たるかを選定し、「指定カースト (Scheduled Caste = SC)」と位置付けた。さらに、被差別カーストと同様に差別を受けてきた少数民族や先住民族を「指定部族 (Scheduled Tribe = ST)」と位置付けている。政府はこれら SC・ST の人たちに対し、社会的・経済的地位向上のために大学入試や公的機関への就職で優遇する「留保制度」と呼ばれるアファーマティブ・アクションを実施してきている。具体的には、SC と ST で合わせて22.5%の優先枠が割り当てられる。国会でも545議席中84席が SC、47席が ST の指定議席となっている。さらに SC・ST に加え、これまで強い差別を受けてきたわけではないものの、経済的に不利で貧困層が多いカーストを「その他後進階級 (Other Backward Classes = OBC)」に指定し、SC・ST に準じた取り扱いをすることとしている。大学入試においては27%が OBC の指定枠になっており、全体では49.5%が優先枠の対象になる。

OBC への指定は血縁等ではなく貧困層の割合が重視される。したがってどのカーストを OBC に指定するかどうかは地域により異なり、ある地域で OBC に指定されているカーストが別の地域では指定されていないといった状況が存在している。

留保制度は出自による格差を是正し弱者を救うことにつながるとの見方もある一方で、上位のカーストや OBC に指定されていないことが原因で大学入試や公務員採用試験に合格できない、等の不満が一部の集団で大きくなり、一部の州ではカーストの「格下げ」を求める暴動にまで発展している。特に OBC への指定をめぐることは、貧困層を支持基盤として取り込みたい政党の思惑や、地域の有力者が影響力を及ぼすことで優先枠拡大を狙う等、政治の道具として使われているという問題もある。

頭脳流出という点でも課題がある。上位カーストの出身であることにより希望する大学に入学

することのできなかつた学生の多くが、米国やカナダの大学院に進学するといわれている。海外の大学を卒業し現地で就職、永住する者が多くなれば、その懸念も大きくなるだろう。

7.4 まとめ

インドは若年人口の厚さや国民の教育への関心の高さから今後も有能な人材輩出が期待でき、また世界最大の民主主義国家とも言われ、今後日本とのパートナーシップを深めていける可能性を秘めている。さらに、インドでは独立当初から理工系人材の育成に力を入れ、近年ではIT産業の発達により、カースト制度を乗り越え社会的な成功を得ようとする若者の増加により高度なデジタル技術者やインド初のスタートアップ企業が世界的にも高い評価を得ている。なかでも、理系で世界トップクラスの難関校とされるインド工科大学 (IIT) の学生は世界の有力企業から引く手あまたとされ、採用に参加した企業は高額な給与を提示することが珍しくない。

一方で、地域格差・所得格差により義務教育を十分に受けることができない層も多数存在し、教育面でインド国内に分断が生じている。また急増する教育需要に歩調を合わせた高等教育機関の急増は教育・研究の質保証に課題を残す。加えて、行き過ぎた受験競争やカースト間の所得格差是正のために導入されている留保制度の存在は、入学者選抜の面では優秀な学生の入学機会を喪失させ、頭脳流出を招いている。

インドの教育制度をめぐる国内の事情は極めて複雑・多様であり、我々が外から一側面を捉えた印象と、国内実態の乖離が小さくない。インド高等教育の理解のためには、その制度面だけでなく、人口動態やカースト制度を含むインドの多様性・複雑性という文脈からの理解が不可欠と言えるだろう。

(研究推進社会連携機構事務局 池部 雅崇)

8. イギリスにおける高等教育

8.1 属性

8.1.1 基本属性

| 国名 | 人口 | 面積 | 大学数 | 大学生数 | 進学率 | 進学率備考 |
|------|---------|-------------------------|-------|--------|-------|-----------------------------------|
| イギリス | 6,604万人 | 242,500 km ² | 163大学 | 約232万人 | 49.8% | 青年層 (18~30歳) の高等教育進学率 (2016-17年度) |

イギリスの基本属性は、上記のとおりで、高等教育 (大学) は、通常3年間の第一学位 (学士) となるが、学ぶ分野や地域によって3~6年の期間になる (Universities UK, OECD より)。また、修士課程は1~2年間、博士課程は3年以上と日本に似た体系となっている。

8.1.2 イギリスにおける過去の大学の位置づけ

1826年にロンドン大学が設立されるまでは、オックスフォード大学とケンブリッジ大学が唯一の大学であり、そこでイギリスの大学の規範となるミッションや機能、教授内容等が形成された。大学の存在意義は、国家に聖職者、教会法学者、学者、教職関係者を供給することであり、エリート層を輩出するための仕組みが存在していた。また、イギリスの高等教育では、1960年代半ばに、

大学と非大学型高等教育機関からなる「二元構造」と呼ばれる制度構造が形成され、長くその状態が続いた。1988年の教育改革法が出されるまでは、寡占するエリート高等教育システムとして大学が機能していた。1990年代にそれが解消されるまでの過程を「イギリス高等教育の一元化」と呼ぶ。

8.2 質保証システム

1992年の「継続・高等教育法」による高等教育機関一元化の法制化以降、様々な改革が政府によって推進され、高等教育機関への進学者が増加。同時に質の保証も制度化が進んだ。近年実施されているのは、「TEF：Teaching Excellence Framework」であり、その経緯と現状を見ていく。

英国高等教育質保証機関（QAA）が原則6年に1度実施していた「高等教育レビュー（Higher Education Review：HER）」が2016年に廃止され、イングランド高等教育財政カウンシル（HEFCE）、北アイルランド経済省（DfENI）が実施主体となる新たな質保証制度が開始された（2016年5月に政府が発表した高等教育白書「Success as a Knowledge Economy」）。これは、質の高い高等教育機関の新規参入を促進し、機関間の競争を加速することで、セクター全体の質を上げる一方、低所得家庭に配慮し、大学進学者数の増加を目指す内容となっている。このため、学生が自分に適した機関を選択するために必要な情報を与える目的で、2015-16年に新しい教育評価の枠組みである「TEF」の試行が開始された。この改革により、既存の高等教育機関は、「APR：Annual Provider Review」及び「TEF：Teaching Excellence Framework」の二つの枠組みにて、教育評価が実施されることとなった。APRは2016-17年度に、TEFは2015-16年度に試験的に導入が開始された。

◆ APR：Annual Provider Review（年次プロバイダーレビュー）

APRは、「HEFCE：Higher Education Funding Council for England」から公的資金の投入を受けている全ての高等教育機関について実施される。これは、教育の質と学位の水準について、大学が最低限の質をクリアしているという、ベースラインの保証を与えるものであり、各機関間の違いを計るものではない。具体的には以下調査を統合・実施する。大学に新たなデータの提出は求めておらず、大学の負担軽減を図っている。

1. 財政面における持続可能性及びマネジメントとガバナンスについての判定
2. 質・基準に係る判定（2014-15年度に政府が入学定員を撤廃したことを受け、それが質の低下を招いていないかを確認するために行っている入試パターン等の調査）。

◆ TEF：Teaching Excellence Framework（教育卓越性枠組み）

APRが最低限の質の保証を与えるものであるのに対し、TEFはその上でさらに各大学の教育の質を評価し、機関間のパフォーマンスの違いを明らかにするものである。本スキームには希望する大学のみ参画し、評価結果は金・銀・銅の三段階評価で示される。

TEFでは「教育の質（学生参画、教育への意味付け、厳格性及び育成、フィードバック）」「学習環境（資源、奨学金・研究及び専門性の実践、学生各個人に合った学習）」「学習成果（就職及び継続教育、雇用可能性及び応用可能な技能、あらゆる者に対する明確な成果）」の3つの観点

から評価が実施され、全国学生満足度調査 (NSS : National Student Survey)、HESA : Higher Education Statistics Agency による中途退学者数のデータ並びに就職状況調査 (DLHE : Destinations of Leavers from Higher Education) のデータが評価の指標として使用される。また、TEF ではベンチマークという手法が採用されている。各大学における、開講科目や性質の違いのために単純に比較できない評価対象をベンチマークすることで、平等に評価・比較できるようにしている。

2019年6月現在は、計282機関が TEF の称号を保持している。TEF の称号を獲得した高等教育機関は、授業料を上限額 (9,000ポンド/年) よりも250ポンド高く設定することが可能となる。なお、2019年までは機関別評価のみを行ってきたが、2019-20学事年度は学科レベル評価 (分野別評価) が導入される予定となっており、これにより、学問分野ごとに高等教育機関の比較が可能になると想定されている。

◆ UKRI (UK Research and Innovation) による研究費の配分

2018年4月には、高等教育機関の研究面の統括・配分機関である UKRI (英国リサーチ・イノベーション機構) が設立された。この機関では、7つの研究審議会がビジネスとの連携に焦点を当てた研究補助費の配分機能を担っている。

◆ TEF 独立見直しに対する報告書

直近2019年2月25日には、英国大学協会 (UUK : Universities UK) が TEF の将来に関する独立見直しに対して報告書を公表。その中で、大学界に大きな影響を持つ TEF に対して、制度改善のために次のような手段が必要であると政府へ提言した。

- TEF は、教育・学習の戦略や成果測定の監視において高等教育界に影響を有しつつある。
- しかし、教育・学習の経験や成果への TEF の貢献についての明確な証拠を拾集することは困難である。
- TEF での卓越性 (Excellence) の定義は雇用の成果に大きく重点が置かれており、学生の総合的な学習経験や、学生や社会にとっての勉学や学習の幅広い利益の十分な考慮がなされていない。
- 学生の間での TEF の認識度はいまだ低く、一方でゆっくりとした断片的な (制度) 変更が、TEF を学生にとって理解または効果的に利用するには複雑なものとしている。
- 政府、学生局 (OfS : Office for Students)、学生、高等教育機関の戦略的な意思決定における利害関係が明確になるよう新しいガバナンス協定が設けられるべきである。
- 試行的な学科レベル評価を1年間行ってきたが、これが学生に実体のある価値をもたらすものなのかどうかにはかなりの疑問がある。一方で、学科レベル評価は、学生を対象とする他の分野への投入資源をそらしてしまいうる重大な複雑さとコストを追加してしまっている。

UUK は、その実施方法の制限、資源面での影響そして学生の意思決定への貢献の実際上の価値が十分に検討されるまでは、学科レベル TEF が進められるべきではないと確信しており、今

後政府側との議論が活発になると思われる。

8.3 学生ローン

イギリスでは、大学の授業料は長い期間にわたり無償であったが、1998年に大学の授業料が課されるようになったと同時に、所得連動返還型ローン（Income Contingent Loan：ICL）である「生活費ローン（Maintenance Loan）」が導入された。また、2006年に授業料が最大で年間1,000ポンドから最大3,000ポンドまで増額されたことに伴い、所得連動返還型ローンの「授業料ローン（Tuition Fee Loan）」が導入された。さらに2012年には、授業料上限が年間9,000ポンドまで増加したため、授業料ローンの利用金額も大きくなった。2012年の制度改革後（授業料上限が9,000ポンドまで増加）の最初の学生は、卒業時点で平均32,000ポンド（約462万円）の学生ローンの債務があった。

2018年時点では、ローンを利用できる学生のうち約90%が利用しており、生活費ローンや授業料ローンを利用できる学生は、所得に連動して返済金額が決まる方式で卒業後にローンを返済していく。

学生ローンは、イギリス政府による高等教育段階の学生経済支援における中心的な制度であるが、イングランドでは、毎年130億ポンド（約1兆8,700億円）以上の額が学生にローンとして貸し出されており、2018年には貸与残高は1,000億ポンド（約14兆4,400億円）に達する見込みとなっている。更に、この金額は今後数十年で更に増加し、2050年頃の貸与残高は3,300億ポンド（約47兆6,400億円）に達すると予測されている。

| 項目 | 授業料ローン | 生活費ローン |
|----------|-------------------------|-------------------------|
| ローンの目的 | 授業料全額をカバー | 在学中の生活費を支援 |
| 支払方法 | 高等教育機関に直接支払う | 学生に直接支払う |
| ローン利用学生数 | 984,600人（2016-17年度） | 1,010,800人（2016-17年度） |
| ローン貸与額 | 79億8,280万ポンド（2016-17年度） | 47億8,290万ポンド（2016-17年度） |
| ローン金額の上限 | 年間9,250ポンド（2017-18年度） | 年間8,430ポンド（2017-18年度） |

表2 学生ローンの概要（イギリス）

◆イギリスの学生ローン制度の課題

- イギリスでは、政府が学生ローンの返済不履行リスクを全て負うため、大学側にはリスクはない。そのため、大学側にはローン回収リスク低下への対策（教育の質向上や適切な学生数の受入、適正な授業料の設定等）を検討する必要もないため、多くの大学では、授業料は上限額に設定されている。このような課題は、「卒業生の約3分の1は、卒業後2年間仕事を見つけれないか」「大学教育を必要としない仕事に就いている」という批判に繋がっている。
- 所得連動返還型学生ローンの導入後、異なる家計所得の学生の間における大学進学率の格差はやや縮小しているが、低所得家庭出身の学生と、高所得家庭出身の学生の間での進学率の差が現

在でもかなり大きい。

- 所得連動変換型学生ローンは、所得・地域・人種等によりタイプが分かれ、大学によって独自の制度がある等、複雑であるため、学生が仕組みを正確に理解していないという調査もある。

8.4 今後の課題

イギリスでは、他国に先駆けた様々な新しい取り組みが実施されているため、賛否両論がある制度が複数存在している。特に質保証における TEF の実施は、本当に学生にとって・大学にとって良い評価方法であるのだろうか。少数の在学学生からの評価を反映する仕組みは、本質的に教育の質が評価されているとは言い難いと思われる。また、学生ローンの仕組みも国家として限界が近づいていると思わざるを得ない負債額が想定されている。今後、EU 離脱等の極めて大きな変化の中で、国家財政を圧迫する仕組みは、今後劇的な変更をせざるを得ない可能性がある。このようなイギリスの取り組みと状況は、我が国の高等教育においても大変参考になるため、今後も引き続き、注視していきたい。

(国際連携機構事務部 八木 寛人)

9. 日本

9.1 教育制度

日本の教育制度は、就学前教育（幼稚園、保育所、認定こども園）、初等教育6年間（小学校）、中等教育6年間（中学校3年、高等学校3年）を経て、高等教育段階に続く。初等教育と中等教育（前半3年）の9年間が、義務教育である。

主な高等教育機関は、大学、高等専門学校、専門学校（専修学校専門課程）で、大学には大学、短期大学、大学院のほか、質の高い職業教育を行い、専門職業人を養成する専門職大学、高度専門職業人の養成する大学院として専門職大学院がある。これらは設置者により、国立、公立、私立に分けられる。

2019年の学校数は786校（国立86、公立93、私立607）で、私立が約77%を占める。図8のとおり、大学全体の在学者は291万9千人（前年度より1万人増）。男女別では、男子が162万6千人、女子が129万3千人。設置者別でみると、国立が60万7千人、公立が15万9千人、私立が215万5千人となっている。また、図9のとおり、高等教育機関への進学率は82.6%で、前年度より1.1ポイント上昇し過去最高となっており、大学（学部）への進学率は53.7%で前年度より0.4ポイント上昇し、これも過去最高となっている。

大学（学士課程）等、高等教育機関への入学は、法令で12年または指定された学校教育（初等中等教育）の課程を修了した者に入学資格が認められている。また、12年の学校教育課程修了相当の学力認定試験である「高等学校卒業程度認定試験」の合格者、外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥーア、バカロレア、GCEA レベル等を保有する者にも入学資格が認められる。各機関の個別の入学資格審査で入学資格を認めることもある。

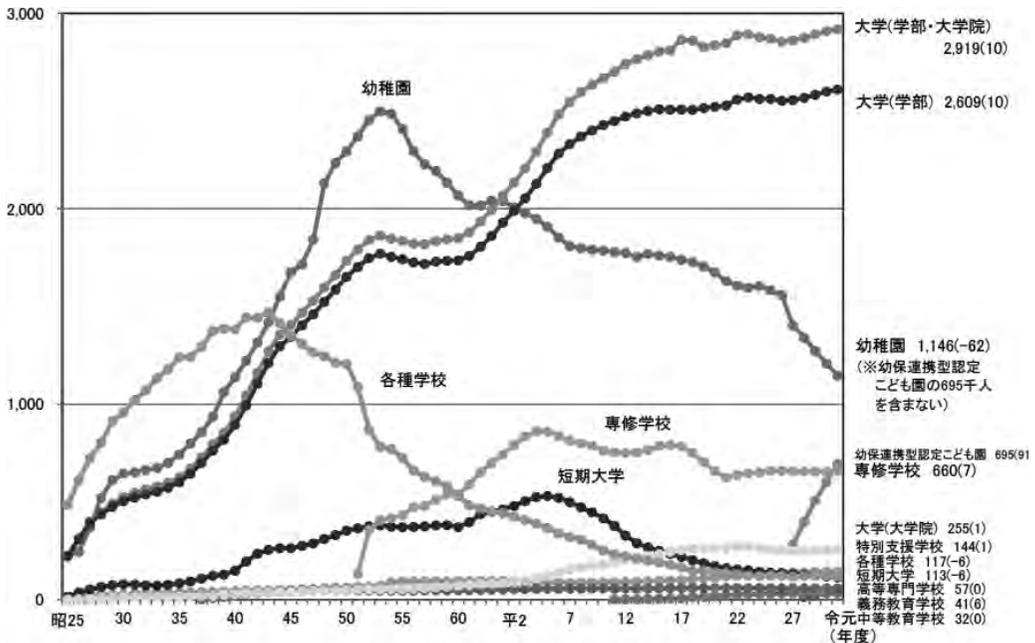
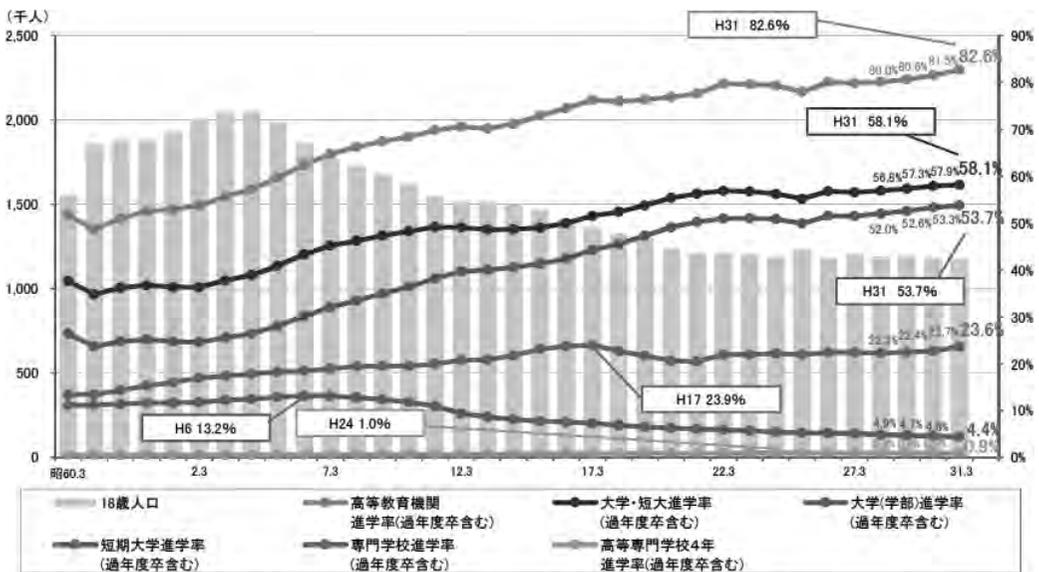


図8 各学校段階の在学者数の推移
 (令和元年度学校基本調査(速報値)より)



(注) 1 高等教育機関進学率 (過年度卒を含む) = $\frac{\text{大学・短期大学入学者, 高等専門学校4年在学者及び専門学校入学者}}{\text{18歳人口(3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者)}}$
 2 大学(学部)進学率 (過年度卒を含む) = $\frac{\text{大学(学部)の入学者}}{\text{18歳人口(3年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者)}}$

図9 高等教育機関への進学率(過年度卒を含む)
 (令和元年度学校基本調査(速報値)より)

9.2 大学改革

9.2.1 高等教育政策の変遷

1870年代～戦前の進学率は約1%で、エリート層養成が焦点だった。限定されたエリートが大学に進学しており、厳しい入学者選抜により高等教育の質が保証された。1919年(大学令が施行)以降は、帝国大学に限定されていた大学昇格が、官公私立においても認可されるようになった。

戦後頃の進学率は約7～10%未満で、日本国憲法の制定に併せて、教育基本法と学校教育法が制定され、教育の機会均等が図られた。このとき、学校制度は6-3-3-4制を基本とする体系に改められた。新制大学が発足し、様々な旧制高等教育機関が大学に一元化され、エリートからマス段階へと進んだ。

1960～1965年の進学率は10.3～17.0%で、「量(大学数、進学者数)」を増やす時代となった。他方、大学教育や研究のあり方に対して、学生の不満が噴出し学生運動へと発展した。

1971年の進学率は26.8%。同年の中教審答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」では、教育と研究の分離、経営と部局の分離、FD/SDの重要性等が謳われた。大学のマス化に対する改革構想や高等教育機関の多様化政策「種別化構想」等の方針が打ち出され、現代の高等教育政策に通じる“四六答申”と言われている。

1975～1980年の進学率は38.4%～37.4%。高等教育計画(5か年)が3回策定され、「量から質へ」が謳われた。

1985年の進学率は37.6%で、マスからユニバーサル段階となり、政治主導や規制緩和の高等教育政策が進んだ。「政治主導」の背景には、受験戦争の激化、校内暴力等が社会的な問題があり、大学がマス化に対応しきれていないという批判があった。大学が自由に教育を施せるような制度的環境が整備されはじめた。

1991年の進学率は37.7%。FD、授業評価、自己評価等の導入が議論された。1991年に、大学設置基準の大綱化(自己点検・評価の努力義務化、科目区分廃止、総単位数124単位のみ規定、教員組織の弾力化、一般教育課程、教養部の廃止、学位に付記する専攻分野の名称の自由化、新名称学部統出)があった。

1998年の進学率は48.2%。1998年の大学審議答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」では、責任ある授業運営と厳格な成績評価の実施、教員の役割、GPA等の成績、卒業生の質確保等の教育の内部質保証が謳われた。1999年には、自己点検・評価の義務化、外部評価の努力義務化、外部評価制度の提案があった(2004年の認証評価制度導入へ)。

2001～2004年の進学率は48.6～49.9%。ユニバーサル化・グローバル化への対応として、「事前規制」から「事後チェック」へと変わった。政治主導による自由化政策や構造改革特区制度による株式会社立大学、大学設置基準の準則主義化によって、大学の新增設を自由設置にするなど、事前規制を緩め、事後評価に重点を置いた。

2005年の進学率は51.5%。2005年中教審答申「我が国の高等教育の将来像」では、将来像の提示、機能別分化と7つの機能、資金配分による誘導(GP等)がなされ、政策誘導の時代へと進んだ。

2008年の進学率は55.3%。2008年中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」、いわゆる“学士課程答申”では、「学位授与」「教育課程の編成・実施」「入学者受入れ」の3つの方針が明確

にされた。教育方法をより具体的に言及する答申で、内部質保証体制の構築も提言された。

2012年の進学率は56.2%。文部科学省が公表した「大学改革実行プラン」では、大学機能の再構築として2つの柱と8つの方向性が示された。同年の中教審答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」では、教育課程の体系化、全学的・部局な教学マネジメント、大学全体のガバナンス改革、学修時間の問題への提起、単位の実質化も指摘された。

2013年の進学率は55.1%。安倍政権のもと教育再生実行会議が発足し、大学改革に拍車がかかった。運営費交付金重点配分、教授会の役割の明確化、財政基盤確立、教育の質保証の総合的仕組み等がある。

2018年11月には、2040年を見据えた中教審答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」がまとめられた。

9.2.2 大学入試改革の仕切り直し

入学者選抜は、毎年、文部科学省が定めた「大学入学者選抜実施要項」のもと実施される。各高等教育機関の入学者受入方針に沿った方法（大学入試センター試験の利用や個別学力・面接等試験の実施、書類審査と面接の実施）で各機関さまざまである。「大学入試センター試験」は、大学進学を目指す高校卒業見込者や既卒者を対象に、毎年1月中旬に全国一斉に行われてきた共通試験。1990年にはじまり、前身の共通1次試験と合わせて約40年続いてきた。

その「大学入試センター試験」が、経済界からの要望を背景に、政府主導で明治以来の改革として、2020年度（2021年度入試）からは、「大学入学共通テスト」として衣替された形で実施される予定であった。しかし、2019年9月の文部科学大臣のいわゆる「身の丈発言」をきっかけに、当初から指摘されていた制度の欠陥・問題点に対する批判や不満が各層から噴出し、改革の柱の1つであった「英語4技能（読む・聞く・書く・話す）を試すための民間試験の活用」が見送られた。もう1つの改革の柱とされていた「思考力や表現力を試すための国語と数学への記述式問題の導入」についても、採点の質の担保や公平性の確保などの問題点が解消されず、見送られることになった。

2020年、改革見送りを受け、文部科学省は「大学入試のあり方に関する検討会議」を設置。今後、英語入試や記述式問題の扱いのほか、政府主導で教育現場からの指摘を解決しないままに進め、結果として見送りになってしまった経緯・原因も議論される予定である。

9.2.3 高等教育の修学支援新制度

「高等教育の修学支援新制度」が2020年4月からはじまる。経済的な理由で学び続けることをあきらめないよう、授業料等の減免と給付型奨学金により、意欲のある学生の「学び」を支えるもの。大学等に在学中の学生も、条件を満たせば支援を受けられる。財源は、2019年10月からの消費税率10%への引上げによる増収分の一部が当てられ、初年度の予算は7,600億円が試算されている。

この制度の目的は、「真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子ども

| ①授業料等減免：授業料等減免の上限額（年額） | | | | |
|------------------------|-----|--------------------|---------|---------|
| 年収 (給与所得 両親+本人) | | ～約220万円 | ～約300万円 | ～約380万円 |
| 国公立 | 授業料 | 約54万円 | 約36万円 | 約18万円 |
| | 入学金 | 約28万円 | 約19万円 | 約9万円 |
| 私立 | 授業料 | 約70万円 | 約47万円 | 約23万円 |
| | 入学金 | 約26万円 | 約17万円 | 約9万円 |
| ②給付型奨学金：給付型奨学金の給付額（年額） | | | | |
| 国公立 | | 住民税非課税世帯 | | |
| | | 自宅生約35万円、自宅外生約80万円 | | |
| 私立 | | 住民税非課税世帯 | | |
| | | 自宅生約46万円、自宅外生約91万円 | | |

表3 高等教育の修学支援新制度

を安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的に実施するもの」とある。支援対象は、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校に在学する住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生。支援内容は、表3のとおり、①授業料等減免、②給付型奨学金、となる。

9.4 まとめ

高等教育政策は、各時代の経済や社会構造の変化に合わせて大きく変わってきた。グローバル化、技術革新もさらに進み、少子高齢化も進んでいく。今後も大学改革のための、その時代に必要とされる政策に直面する機会は増えていくだろう。同時に、高等教育機関として、その政策が一体誰のためのものなのかを考え、自国（自大学）だけの枠（常識や考え方）にとらわれずに、また、歴史的背景や未来を見据えた俯瞰的な視点で政策に向き合う必要がある。さらには、大学としてのミッションとかけ離れているのであれば、バランスを探る努力と、時には異議を唱える勇気も必要かもしれない。

(高等教育推進センター 白坂 建)

参考資料

〈アメリカ〉

谷聖美 (2006), 「アメリカの大学 ガヴァナンスから教育現場まで」 ミネルヴァ書房.

山田礼子 (2011), 「(34) アメリカの大学の学費と奨学金の関係は 高騰する授業料を奨学金でディスカウント」『リクルートカレッジマネジメント168号』リクルート進学総研.

文部科学省, 「世界の学校体系 (北米)」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/attach/1396854.htm

(独) 日本学生支援機構, 「米国における奨学制度に関する調査報告書」

https://www.jasso.go.jp/about/statistics/scholarship_us.html

外務省, 「アメリカ合衆国 (United States of America) 基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/data.html>

文部科学省, 「学校基本調査—平成30年度結果の概要—」

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1407849.htm

UNESCO Institute of Statistics, <http://uis.unesco.org/en/country/us>

The Carnegie Classification of Institutions of Higher Education, <http://carnegieclassifications.iu.edu/>

US News & World Report, 「Best Global Universities Rankings」 <https://www.usnews.com/education/best-global-universities/rankings?int = a27a09>

Times Higher Education, 「World University Rankings 2019」

https://www.timeshighereducation.com/world-university-rankings/2019/world-ranking#!/page/0/length/25/sort_by/rank/sort_order/asc/cols/stats

The College Board, 「Trends in Student Aid 2018」 <https://research.collegeboard.org/trends/student-aid>

〈ドイツ・フランス〉

(独) 大学改革支援・学位授与機構 (2014), 『諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要』ドイツ。
(独) 大学改革支援・学位授与機構 (2017), 『諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要』フランス第2版。

鎌野多美子 (2012), 「ドイツ連邦共和国における高等教育事情: 授業料の徴収と撤廃」『国際研究論叢: 大阪国際大学紀要』26(1): 21-37.

齋藤千尋, 榎孝浩 (2015), 「諸外国における大学の授業料と奨学金」『調査と情報』(869): 1-14.

文部科学省 (2019), 『諸外国の教育統計』平成31 (2019) 年版。

島田雄次郎 (1990), 『ヨーロッパの大学』玉川大学出版部。

坂野慎二 (2015), 「学校間接続と選抜に関する一考察: ドイツの基礎学校と中等教育段階の事例を中心に」『論叢: 玉川大学教育学部紀要』: 35-59.

木戸裕 (2016), 「ドイツの大学入学制度改革: グローバルな視点から」『比較教育学研究』(53): 14-27.

金口恭久 (2006), 「ドイツにおける私立大学設置の動向」『大学評価・学位研究』(4): 17-35.

潮木守一 (1992), 「ドイツの大学: 文化史的考察」講談社。

KMK 『The Education System in the Federal Republic of Germany 2015/2016』2017.

夏目達也 (2018), 「フランスの大学における高大接続の取組と教育改革」『名古屋高等教育研究』18: 89-115.

内閣府経済社会総合研究所 (2005), 「フランスとドイツの家庭生活調査—フランスの出生率はなぜ高いのか—」研究会報告書等, 12.

Campus France, <https://www.campusfrance.org/fr/> (最終アクセス: 2019年10月22日)。

〈オーストラリア〉

(独) 大学改革支援・学位授与機構 (2015), 『諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要』オーストラリア第2版。

新井聡 (2018), 「海外大学最新事情 オーストラリア連邦政府が所得連動返還型奨学金制度を改正」『IDE 現代の高等教育』(605): 67-71.

新井聡 (2017), 「海外大学最新事情 オーストラリア連邦政府が高等教育の持続的な発展に向けて政策文書を発表」『IDE 現代の高等教育』(591): 63-67.

河村小百合 (2018), 「高等教育政策運営と費用負担の在り方—豪の HECS-HELP の運営とわが国で求められる改革の方向性」『JRI レビュー』Vol. 10, No. 61.

佐藤由利子 (2018), 「オーストラリアにおける戦略的留学生支援 学生エンゲージメントの重視と就職支援の課題」『東北大学 高度教養教育・学生支援機構紀要』(4): 29-38.

Tertiary Education Quality and Standards Agency (2018), 「Statistics Report on TEQSA Registered Higher Education Providers – August 2018」.

文部科学省 (2018), 「文部科学統計要覧」.

産経新聞データベース「豪、インド人留学生大幅減必至 刺激強すぎた カレーバッシング」2009年12月31日, 大阪朝刊, 国際面, (最終アクセス: 2019年11月10日)

The Times Higher Education World University Rankings 2020

https://www.timeshighereducation.com/world-university-rankings/2020/world-ranking#!/page/0/length/25/sort_by/rank/sort_order/asc/cols/stats (最終アクセス: 2019年11月10日)

高等教育質保証の海外情報動向発信サイト「QA UPDAATES」

<https://qaupdates.niad.ac.jp/2018/09/11/teqsa2018statistics> (最終アクセス: 2019年11月10日)

オーストラリア政府公式留学情報 <https://www.studyinaustralia.gov.au/japanese/australian-education> (最終アクセス日: 2019年11月10日)

外務省ホームページ, オーストラリア連邦 (Commonwealth of Australia) 基礎データ

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/australia/data.html> (最終アクセス: 2019年11月10日)

〈中国〉

東京大学大学総合教育研究センター (2005), 『中国における高等教育改革の動向 (大総せんたーものぐらふ No. 4)』.

胡建華 (2013), 「中国の大学におけるガバナンスの変化」『名古屋高等教育研究』(13): 177-192, 名古屋大学高等教育センター.

関維方著, 苑復傑訳 (2018), 「中国高等教育の発展戦略」『IDE 現代の高等教育』(601): 4-13, IDE 大学協会.

南部広孝 (2018), 「中国高等教育の現段階」『IDE 現代の高等教育』(601): 13-18, IDE 大学協会.

閻光才著, 楊瞳訳 (2018), 「高等教育政策の焦点」『IDE 現代の高等教育』(601): 19-24, IDE 大学協会.

新井聡 (2018), 「中国2015年高等教育法改正の意義」『IDE 現代の高等教育』(601): 57-63, IDE 大学協会.

(独) 科学技術振興機構中国総合研究センター (2010), 『平成22年版 中国の高等教育の現状と動向 本文編』.

澤田裕子 (2018), 「中国の高等教育事業」『21世紀アジア諸国の人文社会科学における研究評価制度とその影響』調査報告書』日本貿易振興機構アジア経済研究所.

北村友人, 杉村美紀 (2016), 『激動するアジアの大学改革—グローバル人材を育成するために』上智大学出版.

フィリップ・G・アルトバック, ホルヘ・バラン編, 米澤彰純監訳, (2013) 『新興国家の世界水準大学戦略: 世界水準をめざすアジア・中南米と日本』東信堂.

〈インド〉

文部科学省 (2018), 『世界の学校体系』ぎょうせい.

佐々木宏 (2017), 「インド高等教育の発展動向—高等教育機関データベース All India Survey on Higher Education の検討 (資料)」ジェトロ・アジア経済研究所.

須田アルナローラ (2009), 『「インド式」インテリジェンス』祥伝社.

北村友人, 杉村美紀 (2012), 『激動するアジアの大学改革: グローバル人材を育成するために』上智大学新書.

小原優貴 (2018), 「インドの教育における留保制度の現状と課題」『京都大学大学院教育学研究科紀要』.

貫洞欣寛 (2018), 『沸騰インド: 超大国をめざす巨象と日本』白水社.

外務省ホームページ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/> (最終アクセス: 2019年12月3日)

文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/> (最終アクセス: 2019年12月3日)

(独) 日本貿易振興機構ホームページ <https://www.jetro.go.jp/> (最終アクセス: 2019年12月3日)

(独)国際協力機構ホームページ <https://www.jica.go.jp/> (最終アクセス：2019年12月3日)

〈イギリス〉

M. サンダーソン (2003), 「イギリスの大学改革1809-1914」玉川大学出版.

(独)大学改革支援・学位授与機構 (2017), 「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 (英国) : 追補資料 英国における2016年からの新たな質保証制度について」.

ロンドン研究連絡センター, 楠根由美子 (2017), 「英国の大学における教育の質保証」.

日本総合研究所, 河村小百合 (2019), 「英国に学ぶ高等教育改革」.

Universities UK, 「Higher education in facts and figures 2018」

<https://www.universitiesuk.ac.uk/facts-and-stats/data-and-analysis/Pages/facts-and-figures-2018.aspx>

OECD, 「Education at a Glance」 <https://www.oecd.org/education/education-at-a-glance/>

JSPS London ホームページ, 「UK HE Information 2019/3」

http://www.jsps.org/uk_academic_information/2019/05/20193-98d7.html (最終アクセス：2019年12月14日)

日本総合研究所, 河村小百合 (2019), 「大学改革を誰が担うべきか～高等教育・研究大国イギリスの経験と示唆～」.

未来工学研究所 (2018), 「所得連動型教育費負担制度による高等教育費の家計負担の軽減に関する調査研究」.

〈日本〉

文部科学省, 「学校基本調査一令和元年度 (速報) 結果の概要一」

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1419591.htm

文部科学省, 「(補論2) 我が国高等教育のこれまでの歩み」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1335599.htm

文部科学省, 「平成30年度 文部科学白書」 http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/monbu.htm

文部科学省, 「(大学入試改革) 大学入学共通テストの枠組みで実施する民間の英語資格・検定試験について (平成30年8月28日)」 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/koudai/detail/1408564.htm

文部科学省, 「高等教育の修学支援新制度」 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

文部科学省, 「学びたい気持ちを応援します 高等教育の修学支援新制度」 <http://www.mext.go.jp/kyufu/>

文部科学省, 「大学等における修学の支援に関する法律の概要」

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/_icsFiles/afiedfile/2019/05/17/1415448_01.pdf

(独)大学改革支援・学位授与機構, 「大学質保証ポータル 日本の高等教育政策小史」

<https://niadqe.jp/information/higher-education-trend/>

(独)大学改革支援・学位授与機構, 「日本の高等教育・質保証システムの概要 (第3版) 2019年9月」

https://www.niad.ac.jp/media/008/201909/overview_JP_j_3rd.pdf

高等教育資格承認情報センター, 「日本の教育制度について」 <https://www.nicjp.niad.ac.jp/japanese-system/>
THE 世界大学ランキング日本版ホームページ, <https://japanuniversityrankings.jp/topics/00024/>